



島根県報

平成23年8月30日（火）

第2,320号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
地域活性化総合特別区域協議会の設置	（産 業 振 興 課）	2

【特定調達公告】

島根県標準パソコンの賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（総務事務センター）	3
-----------------------------	------------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		3
---	--	---

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		4
--------------------------	--	---

【監査公表】

住民監査請求に係る監査の結果の公表		4
-------------------	--	---

【公安規則】

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	8
--	-----------	---

【雑 報】

平成23年度行政書士試験に係る受験願書の配布期間及び受付期間の延長について	（総 務 課）	8
---------------------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第596号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により、次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

平成23年 8 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南市木次町土地改良区	斐伊地区（第2工区）	換地計画書の写し	平成23年8月30日から 21日間	雲南市役所

島根県告示第597号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第42条第1項の規定により、次のとおり地域活性化総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置したので、同条第7項の規定により告示する。

平成23年 8 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 地域協議会の名称及び構成員の名称

(1) 地域協議会の名称

島根特殊鋼関連産業振興総合特区推進協議会

(2) 地域協議会の構成員の名称

出雲造機株式会社

株式会社キグチテクニクス

株式会社山陰合同銀行

株式会社ナカサ

株式会社日本政策投資銀行

秦精工株式会社

日立金属株式会社安来工場

日立ツール株式会社

株式会社日立メタルプレジジョン

馬瀉工業有限会社

株式会社守谷刃物研究所

株式会社安来製作所

国立大学法人島根大学

独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校

松江商工会議所

安来商工会議所

安来市商工会

公益財団法人しまね産業振興財団

松江市

安来市

島根県

2 地域協議会における協議事項

- (1) 地域活性化総合特別区域の指定の申請に関する事項
- (2) 国と地方の協議会における協議への対応に関する事項
- (3) 地域活性化総合特別区域計画の作成及びその実施に関し必要な事項
- (4) 認定地域活性化総合特別区域計画の変更及びその実施に関し必要な事項
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

島根県標準パソコン 8,700台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成23年 8 月 18 日

4 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社中国支社 支社長 武田安弘 広島県広島市中区八丁堀3-33

5 落札金額

422,793,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年 7 月 8 日

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成23年8月30日から施行する。

平成23年 8 月 30 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

低用量経口避妊薬の項の次に次の1項を加える。

緊急避妊剤 2錠につき 12,600円

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「
別表第6中 鹿足郡吉賀町朝倉 津和野警察署朝倉駐在所 を削る。
」

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について監査した結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年8月30日

島根県監査委員 田 中 八洲男
同 石 原 真 一
同 法 正 良 一
同 山 川 博 司

住民監査請求に係る監査結果

1 請求のあった日

平成23年6月28日

2 請求人

島根県邑智郡川本町大字川本522-8 樋原清史

3 請求の要旨

- (1) 平成22年度内、A社が、島根県に対し、家賃及び店舗改装経費補助事業の助成金申請を行い、島根県担当課は、平成22年度中に助成金110万円余りの交付を行った。
- (2) A社の株主の総数は4名にもかかわらず、会社法に定めのある株主総会の案内手続きをなさずに、あたかも株主総会が開かれたかのごとく3名の株主において有印私文書を偽造し、松江地方法務局に対し定款変更の手続（会社の目的変更）をなして、平成22年6月14日に登記を得ている。
- (3) 前記の助成金交付において、A社は、（定款変更がなされた後の）履歴事項全部証明書の提出によって島根県を欺

き、110万円余りを不当に受領している。

- (4) A社は、前記助成金の受領を行っているわけであるから、島根県に損害を与えたものといえるし、島根県は不当な公金の支出をおこなったといえる。
- (5) A社は、邑智郡総合事務組合介護保険課から小規模多機能型居宅介護事業の認可がなされ、今後も、前記の公正証書の原本不実記載の商業登記簿謄本の提出によって、小規模多機能型居宅介護事業の助成金の交付を受ける予定であると思われる。
- (6) よって、既に島根県がA社に対して交付した助成金の返還及び予定される小規模多機能型居宅介護事業に対する助成金の交付の停止の措置を請求するものである。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成23年6月28日をもってこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、平成23年7月6日に証拠の追加提出があり、翌7日に請求の要旨を補足する陳述があった。

6 監査の対象及び関係人調査

- (1) 請求にある「家賃及び店舗改装経費補助事業」は「島根県地域商業再生支援緊急対策事業費補助金」の事業区分である空店舗活用事業に該当し、同補助金を所管する商工労働部中小企業課、及び補助金交付決定を行った西部県民センターを監査対象機関とし、平成22年度におけるA社の事業に対する補助金の交付が違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかを監査対象事項とした。
- (2) 同じく請求にある「小規模多機能型居宅介護事業」は「島根県介護基盤緊急整備施設等整備事業費補助金」の事業区分に該当し、同補助金を所管する健康福祉部高齢者福祉課を監査対象機関とし、平成23年度におけるA社の事業に対する補助金の交付が違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかを監査対象事項とした。
- (3) 法第199条第8項の規定に基づき、(1)及び(2)の補助事業者である川本町、及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業に関する事務を行う邑智郡総合事務組合から聴取を行った。

7 監査の実施結果

(1) 島根県地域商業再生支援緊急対策事業費補助金

① 補助金の目的

近年の消費の低迷等により県内の事業者が厳しい状況におかれている現状を踏まえ、地域において工夫した地域商業の仕組みづくりや商業機能の維持・向上などの積極的な取り組みを支援することによって地域経済の活性化と中小企業の振興に寄与することを目的としている。

② 補助対象事業

経営革新支援事業、空店舗活用事業、商業環境整備事業、中山間地域商業機能維持・向上事業及び地域商業構築モデル事業を補助対象としている。

③ 補助金交付実績

平成22年度の交付実績は24,950千円であり、このうち空店舗活用事業に係る交付実績は14,208千円であった。

④ 補助金交付手続（空店舗活用事業に係るもの。以下⑤及び⑥も同じ。）

空店舗活用事業は間接補助事業であり、県は市町村を補助事業者として補助金を交付し、市町村は県補助金を財源として、これに市町村負担分を加えた補助金を空店舗活用事業を行う者に交付する。

なお、間接補助事業者としては、中小企業者である個人や会社、NPO法人、任意団体等様々な事業主体が含まれている。

県における補助金交付手続は次のとおりである。

ア 補助事業者（市町村）は事業計画書を県に提出する。

イ 県は事業計画書を審査し、事業採択を決定するとともに内定通知を行う。

ウ 補助事業者は、内定通知を受諾した場合は、交付申請書を知事に提出する。

エ 知事は、交付申請書の書類審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定して補助事業者に通知する。

⑤ 交付申請に必要な書類

事業計画書、事業計画概要説明書、空店舗活用事業計画書、間接補助事業者ごとの事業計画・収支計画・資金計画等を記載した計画書、位置図、見積書、図面、空店舗の賃貸借契約書の写し

⑥ 交付決定にあたっての審査

空店舗を活用して行う事業として適切か（業種、地域商業の課題の改善効果等）、事業の円滑な実施が期待できるか（事業計画の妥当性や継続性、資金力等）、補助対象となる空店舗等の条件、対象経費及び金額を事業計画書等により審査している。

補助金交付決定の審査は、事業計画書等により十分行うことができるとし、法人の目的を確認するために定款や履歴事項全部証明書を添付することは求めている。

⑦ A社の事業に対する補助金の交付

ア 平成22年6月24日、川本町からA社を間接補助事業者とする空店舗活用事業の補助金交付申請書が県の担当機関である西部県民センターに提出され、同月30日に西部県民センター所長から川本町長に対し内定通知が行われていた。

イ 平成22年7月20日、川本町から補助金交付申請書が西部県民センターに提出されていた。補助事業に要する経費は店舗改装費及び家賃の総額4,740千円であり、経費の負担区分は、県補助金1,205千円、町補助金2,330千円及び間接補助事業者負担1,205千円であった。

ウ 交付決定にあたっては、交付申請書のほか川本町が作成した「地域商業再生支援緊急対策事業計画概要説明書」、A社の事業計画書、建物賃貸契約書（写）等の審査が行われ、補助条件に適合するものとして同月23日に交付決定が行われていた。交付申請書にA社の定款や履歴事項全部証明書の添付はなかった。

補助事業者である川本町においても、補助金交付決定にあたっての審査の対象ではないため、定款や履歴事項全部証明書の提出は求めていなかった。

エ 同年10月29日、川本町から補助事業遂行状況報告書が、また平成23年3月31日に実績報告書が提出されていた。実績報告書には改装工事の工事写真や工事費及び家賃の振込受取書の写しが添付されており、西部県民センターにおいて事業が適正に実施されたことの検査と補助金の額の確定が行われていた。

オ 平成23年5月20日に県補助金1,205千円の支出が行われていた。

カ 空店舗を活用したA社の事業は、現在も継続して実施されている。

(2) 島根県介護基盤緊急整備施設等整備事業費補助金

① 補助金の目的

平成21年度に緊急経済対策として国から介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が交付され、これを県において基金として造成した。

この基金を活用して介護施設、地域介護拠点の緊急整備に対する補助を行い、市町村が計画している介護保険施設等の整備の促進を図ることを目的としている。

② 補助対象事業

小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の施設整備を補助対象としている。

③ 補助金交付実績

平成22年度の交付実績は913,188千円であり、このうち小規模多機能型居宅介護事業所に係る交付実績は282,654千円であった。

- ④ 補助金交付手続（小規模多機能型居宅介護事業所に係るもの。以下⑤及び⑥も同じ。）

民間事業者が実施する小規模多機能型居宅介護事業は間接補助事業であり、県は市町村を補助事業者として補助金を交付し、市町村は県補助金を財源として小規模多機能型居宅介護事業を行う者に補助金を交付する。

- ⑤ 交付申請に必要な書類

補助金申請額算出内訳書、市町村収支予算書抄本及び市町村面的整備計画書

- ⑥ 交付決定にあたっての審査

市町村では、間接補助事業者が実施する整備事業が適切なものか審査を行う。県では、市町村整備計画に記載された事業を補助対象としていることから、申請事業が市町村の面的整備計画に位置づけられ、市町村予算に補助金が計上されているか確認を行っている。

県は補助事業を行う市町村に対して補助金を交付するものであり、間接補助事業者の定款や履歴事項全部証明書の提出は求めている。

- ⑦ A社の事業に対する補助金の交付

ア 平成23年6月13日、川本町からA社を小規模多機能型居宅介護事業所の設置主体とする補助金交付申請書が高齢者福祉課に提出されていた。補助事業に要する経費は事業所の創設経費64,000千円であり、県補助金交付申請額は41,812千円であった。

イ 交付決定にあたっては、補助金交付申請書のほか補助金申請額算出内訳書、川本町一般会計歳入歳出予算書抄本及び市町村面的整備計画書である「川本町地域保健福祉計画」の審査が行われ、補助条件に適合するものとして同月22日に交付決定が行われていた。交付申請書にA社の定款や履歴事項全部証明書の添付はなかった。

ウ 補助金交付申請に先立ち、平成22年6月10日、A社は邑智郡総合事務組合が行った小規模多機能型居宅介護事業者の公募に応じて申込書を提出し、選考委員会の選考、邑智郡介護保険運営協議会の承認を経て同年8月5日に小規模多機能型居宅介護事業の予定事業者として決定を受けていた。同申込書提出の際には、A社の定款及び履歴事項全部証明書（平成22年6月3日付け証明書）が提出されていたが、これは請求人が違法とする平成22年6月の定款変更手続により変更される以前のものであった。

エ 川本町では、邑智郡総合事務組合の決定を受けた予定事業者に対して補助金交付決定を行っており、交付申請にあたって、あらためて定款や履歴事項全部証明書の提出を求めることはしていなかった。

オ 補助金の支出は、施設が完成し実績報告書が提出された後に予定されており、邑智郡総合事務組合による小規模多機能型居宅介護事業者の指定も施設が完成した後に行われる予定である。

8 監査委員の判断

監査を実施した結果、A社を間接補助事業者とする平成22年度島根県地域商業再生支援緊急対策事業費補助金及び平成23年度介護基盤緊急整備施設等整備事業費補助金の交付は、違法又は不当な公金の支出にはあたらないと判断した。

したがって、本件請求を棄却する。

なお、上記の結論に至った主要な点については下記のとおりである。

(1) 平成22年度島根県地域商業再生支援緊急対策事業費補助金について

- ① 補助金の交付手続は、補助金交付要綱等で定める手続に従って適正に行われていた。

補助金の交付申請にあたっては必要な書類が添付され、適正な審査の上、交付決定が行われていたが、申請の際、A社の定款や履歴事項全部証明書の提出は求めておらず、また、実際に提出されてはいなかった。

したがって、請求人が補助金交付が不当な理由としているA社が履歴事項全部証明書の提出によって補助金を受領したという事実はなかった。

- ② 当該空店舗活用事業の補助金は、空店舗に出店するために必要な改装費及び家賃を補助するものであるが、平成23年3月31日に川本町から事業の実績報告書が提出され、西部県民センターにおいて事業が適正に実施されたことが確認され、額の確定手続が行われている。

その後においても、空店舗の活用など商業機能の維持・向上などの積極的な取り組みを支援するという補助目的

に沿った事業が継続して実施されているところであり、補助金の返還を求めるべき理由はない。

(2) 平成23年度介護基盤緊急整備施設等整備事業費補助金について

① 補助金の交付手続は、補助金交付要綱等で定める手続に従って適正に行われていた。

補助金の交付申請にあたっては必要な書類が添付され、適正な審査の上、交付決定が行われていたが、申請の際、A社の定款や履歴事項全部証明書の提出は求めておらず、また、実際に提出されてはいなかった。

したがって、請求人が補助金交付が不当な理由としているA社が履歴事項全部証明書の提出によって補助金の交付決定を受けたという事実はなかった。

なお、補助金交付申請に先立ち、A社は邑智郡総合事務組合に小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書を提出していたが、その際には請求人が違法とする平成22年6月の定款変更手続により変更される以前の定款や履歴事項全部証明書により審査を受けており、変更後の定款や履歴事項全部証明書の提出によって同事務組合から小規模多機能型居宅介護事業の予定事業者として決定を受けたという事実もなかった。

② 補助金の交付決定後、川本町地域保険福祉計画に位置づけられた介護施設の整備が進められ、完成後に邑智郡総合事務組合による小規模多機能型居宅介護事業者の指定が行われ、実績報告書が提出された後に補助金の支出が予定されている。

補助金の交付申請、交付決定も適正に行われ、また、現在、当該補助対象事業は川本町が計画している介護保険施設等の整備を図るといふ補助目的に沿って進められているところであり、補助金交付の停止を求めるべき理由はない。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月30日

島根県公安委員会委員長 川津愛子

島根県公安委員会規則第9号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表津和野警察署七日市駐在所の項所管区の区域の欄中「下高尻」の次に「、注連川、朝倉、蓼野」を加える。

本則の表津和野警察署朝倉駐在所の項を削る。

附則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

雑報

平成23年7月5日付け島根県報第2,304号において公示した平成23年度行政書士試験について、東日本大震災で被災した受験予定者の受験機会の確保を図るため、受験願書の配布期間及び受付期間を延長したので、公示する。

なお、試験日その他の日程については、変更しない。

平成23年8月30日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺久

1 試験期日

平成23年11月13日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連 する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成23年8月1日（月）から9月12日（月）まで

イ 受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（宛先は印刷済み。）。9月12日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所については、オを参照すること。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成23年8月1日（月）から9月5日（月）まで

郵送を希望する場合は、表に「行政書士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、下記宛先まで郵便で請求すること（9月5日必着のこと。）。

名称 （財）行政書士試験研究センター

住所 〒100-8779 郵便事業㈱ 銀座支店留

（注）郵送による場合は、郵送に要する日数（1週間程度）に注意すること。

(イ) 窓口配布

a 配布期間 平成23年8月1日（月）から9月12日（月）まで

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

b 配布場所

- (a) 島根県総務部総務課、島根県庁1階受付、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

- (b) 島根県行政書士会（松江市殿町2）

配布時間 午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

(財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなること。

(i) 利用できるクレジットカード

- a V I S A
- b M a s t e r
- c U C

(ii) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

平成23年8月1日（月）午前9時から9月7日（水）午後5時まで

この出願システムは、9月7日（水）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日（9月7日）は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望するものは、申請の手続が必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先へ必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成24年1月30日（月）午前9時

(2) 方法

(財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、(財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報に合格者の受験番号を公示する。